

①当共済組合全体の重点取組事項

疾病特性の区分	共済組合全体の方向性	左記方向性に基づき必要と考えられる保健事業	事業目的	法定事業（●） 支援金加減算対象	当共済組合全体の重点取組事項	支部で今後必要と考えられる事業	これまでの支部事業	
生活習慣病 (タイプ1)	・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上 ・組合員等の利便を考慮した実施体制の整備及び周知 ・事業主健診の結果授受その他の事業者との間の事務を円滑に行うための所要の整備 ・個人に合わせた情報提供の拡充及び実施方法の工夫（必要に応じICTを活用） ・LDLとHbA1cについて優先的に改善 ・若年層に対し健康増進に寄与する事業を推進	1-1	特定健康診査（事業主健診結果受領・人間ドック）	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うとともに、特定保健指導をはじめとした各種予防対策を必要とする者を的確に選別すること。	●	○	○	○
		1-2	特定保健指導【1次予防】	対象者の個別の状況に応じた必要な指導及び助言を行い、これを通じて生活習慣病に移行させないこと。（医療費の適正化）	●	○	○	○
		1-3	個別性の高い情報提供（ICTの活用を含む）【1次予防】	健診結果から自らの健康状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、主体的に健康の維持・改善活動を行うきっかけとなるよう意識づけを行うこと。（健康行動への意識づけ）	○	○		
		1-4	生活習慣病に関する意識啓発【1・2・3次予防】	参加者が生活習慣病予防に関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、そして生活習慣病予防に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。			○	○
		1-5	医療機関の受診勧奨【2次予防】	対象者が健診結果から自らの健康状況を強く認識し、生活習慣病の早期治療の開始（医療機関の受診）や、生活習慣の改善行動に繋がるよう促すこと。（高額医療への発展リスクの低減/生涯医療費の抑制）	○			
		1-6	重症化予防【3次予防】	既に治療を開始している対象者において、かかりつけ医と連携し、身体機能の維持に必要な自己管理の指導及び助言を行い、これを通じて慢性疾患の重症化や合併症の発症・再発を防止すること。	○			
		1-7	40歳未満に対する人間ドック・保健指導	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うとともに、対象者の個別の状況に応じた必要な指導及び助言を行うことで、40歳に到達したときにメタボリックシンドローム及びその予備群に該当しないこと。		○		
疾病特性の区分	対策の方向性	左記方向性に基づき必要と考えられる保健事業	事業目的	法定事業（●） 支援金加減算対象	当共済組合全体の重点取組事項	支部で今後必要と考えられる事業	これまでの支部事業	
(続き)	※今回、1-8～12について注目した分析は行ってないが、当共済組合における重点取組事項としている。	1-8	運動習慣づくりの支援	運動施設の利用等を通じて、運動習慣を継続するための機会を提供すること。	○	○	○	○
		1-9	飲酒が健康に与える影響についての意識啓発	飲酒が健康に与える影響に関する必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして節酒に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		○	○	○
		1-10	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の認知度の向上	組合員等が広報等を通じてCOPDに関する知識を獲得し、自ら予防に取り組むよう誘導すること。		○	○	○
		1-11	禁煙についての意識啓発	組合員等が禁煙に関する必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして禁煙に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。	○	○	○	○
		1-12	禁煙支援	喫煙者に禁煙プログラムへの参加や禁煙外来の助成、禁煙補助薬の配付・助成を通じて、禁煙を開始させ、定着化させること。	○	○	○	○
悪性新生物 (タイプ2)	・特に婦人がん検診の拡充	2-1	胃がん検診	胃がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	
		2-2	大腸がん検診	大腸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	
		2-3	肺がん検診	肺がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	
		2-4	乳がん検診	乳がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	
		2-5	子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見の機会提供を行うこと。	○	○	○	
		2-6	その他のがん検診	上記5大がん以外のがんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	
		2-7	がんに関する意識啓発	組合員等が婦人がんを始めとしたがんに関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、また、がんの予防及び早期発見に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		○	○	
精神の疾病 (タイプ3)	・法定のストレスチェック受検後のフォローアップに活用することを意識	3-1	メンタルヘルス相談	メンタルヘルスに関する個別の相談に応じた必要な指導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。	○	○	○	○
		3-2	メンタルヘルスに関する意識啓発	参加者（一般の組合員等/管理監督者）がメンタルヘルスケアに関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、そしてメンタルヘルスケアに自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		○		
		3-3	ストレスチェック（心の健康チェック事業）	メンタルヘルス不調の気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。ストレスチェックは事業者を実施義務があるため、共済組合はそれを支援する。）		○	○	○
歯の疾病 (タイプ3)	※今回、歯科に注目した分析は行ってないが、当共済組合における重点取組事項としている。	3-4	歯の喪失防止についての意識啓発	発生する年代・性別に応じて歯科疾患の予防に関する注意喚起の情報発信及び保健物資の配付を行うこと。		○	○	○
		3-5	歯科健診	う蝕や歯肉炎の早期発見の機会提供を行うこと。	○		○	○
季節性疾患 (タイプ3)	・重点取組事項ではないが、加減算の指標の1つである。	3-6	予防接種の実施	インフルエンザ予防接種等の負担軽減を実施することで、感染予防を行うこと。	○		○	○
その他 (共通)	・組合員等の年齢及び性別等に応じた効果的かつ効率的な事業	4-1	健康相談	心と身体全般に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。		○	○	○
		4-2	個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブ	健康に関する問題意識の喚起及び行動変容を実現するよう援助すること。	○	○	○	○
		4-3	職場環境の整備（コロボヘルス）の推進	組合員が保健事業に参加しやすい職場環境を醸成し、個々の組合員が健康づくりに自主的に取り組みやすい環境が職場において実現すること。	○	○	○	○

